生活圏除染の進ちょく状況

町では、放射性物質による健康被害を回避することを目的に、除染作業を実施しております。

今後も除染作業全般につきまして、引き続きご協力のほどよろしくお願いします。

平成 25 年度　除染進ちょく状況　　（4 月 15 日(火)現在）

地　区	対象箇所数	モニタリング実施済箇所数	除染同意箇所数	除染実施済箇所数	除染辞退箇所数	保留箇所数	地区別除染進ちょく率
福　田	717	691	650	120	27	2	18.5%
小　神	318	314	289	288	27	1	99.7%
鶴　沢	985	936	926	60	33	25	6.5%
川俣 1	784	731	678	143	48	58	21.1%
川俣 2	1,370	1,283	1,283	172	57	30	13.4%
実施地区合計	4,174	3,955	3,826	783	192	116	16.1%
川俣町(全地区)合計	6,025	5,806	5,666	2,623	203	116	46.3%

※除染実施進ちょく率の計算方法は、(除染実施済箇所数/除染同意箇所数×100)となっております。
※対象箇所数については、除染対象の調査を並行して進めているため変更があります。

食品モニタステーションを運営しています。

食品モニタステーションとは近畿大学より贈呈されたもので、**案内パネルを見ながら、はじめての方でも簡単に操作できるよう作成**され、皆さまご自身による**食品の放射能検査**や**放射能測定を体験**できる設備です。

また、**補助員を配置し、操作の説明やアドバイス**をさせていただきますので、是非ご利用ください。

５月の利用日は **平日・第二土曜日（10 日）・第四日曜日（25 日）** になります。

受付連絡先が**4／15 から変更**になりました。

電話番号：090 -9748 -8366
受付時間：午前　8：30　～ 12：00　／　午後 1：00 ～ 5：15

利用時間

午前 10：00 ～ 12：00　／　午後 1：00 ～ 4：30

※詳しい利用方法については、№101 号を参照していただくか担当部署にお問い合わせください。

【問い合わせ】原子力災害対策課　除染対策係　電話 566 -2111　内線 1705

放射線 Q&A パート 22

Q. 放射線による人体への影響は、生活習慣などの影響と比べるとどの程度ですか？

A. 追加で受けた放射線の影響については、「放射線を受けたグループ」での健康に影響が出る割合と、「受けていないグループ」で生活習慣などによって**健康に影響が出る割合を比較する方法**などで評価されています。

「放射線」と「生活習慣」の発ガン要因との比較

喫煙 1000～2000mSv	受動喫煙 100～200mSv
肥満 200～500mSv	野菜不足 100～200mSv

［　　］に記載の線量が、その生活習慣によってガンが発生する割合に相当する量です。

追加で受ける放射線量が減ると健康影響が起こる割合が下がり、生活習慣の要因による影響に隠れてしまうほど**低い線量レベル（100mSv 以下）では、放射線による健康影響を証明することは難しい**とされています。

参考：消費者庁発行「食品と放射能 Q&A」（第８版）

線量計の貸出期間を延長します

これまで線量計の貸し出し期間は「当日を含め３ 日間」となっていましたが、５月１日より下記の期間に変更します。

線量計の貸出期間は「当日を含め８日間」です

※**日曜日**に借りた場合は、**翌週の日曜日**が返却期限になります

貸出の際は簡単な取扱説明書も一緒にお貸ししますのでお気軽にお申し込みください。

貸出を希望される方は身分証明証（運転免許証、健康保険証など）をご持参のうえ、原子力災害対策課へお越しください。（8:30～17:15）

ただし、数に限りがございますので全台貸し出し中の際は改めてお越しください。

（**休日等の閉庁日は中央公民館宿直室**にて、貸出・返却業務を行っております。）

※各地区公民館の機器貸し出しについては、各公民館にお問い合わせください。

【問い合わせ】原子力災害対策課 除染対策係 電話 566-2111 内線 1705